

地域密着型サービスの利用条件についての解釈

1. 廿日市市に住民票がある者が、小規模多機能ホームふきのとうを利用している場合、市外の人の利用人数の上限である事業所の定員の1割に含まれるか

A : 含まれる。

2. 「その他やむを得ないと認める場合」の条件により、利用している者を市外の人利用人数の上限である事業所の定員の1割に含まれるか

A : 含まれる。ただし、「その他やむを得ないと認める場合」の条件により利用する者を受け入れるときは、受け入れる事業所が既に事業所の定員の1割を満たしていても、受け入れを許可する場合がある。

3. 他市町村の住所地特例施設に入所している大竹市の被保険者が、大竹市内の居住系、施設系サービスを利用できるかについて

A : 住所地特例により他市町村に転出しても大竹市の被保険者であることは変わらないため、大竹市に継続して3か月以上住所を有さずとも、利用できる。(ただし、大竹市に住所を有していること。)

4. 大竹市内の住所地特例施設に入所している他市町村の被保険者が、大竹市内の居住系、施設系サービスを利用できるかについて

A : 大竹市に継続して3か月以上住所を有していれば、利用できる。